

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和2年8月11日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「4級」と認定とした部分について、3級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性及び不当性を主張し、3級の手帳の交付を求めている。

診断書・意見書のとおり本人の状態から3級の発行を求める。

右上肢はほとんど動かないので7級（軽度障害）ではなく、3級（著しい障害）に相当すると思う。

弁明書を見ると診断書の右上肢部分の記入に問題があると判断し、本件診断書を作成した病院に相談したが、診断書の訂正を拒否された。他に診断書を作成できる資格を保有する病院を〇〇区

に聞き、近くの病院に診断書の作成を依頼したが、ここでも拒否された。

請求人と同じような病気で、より軽度なのに3級になっている知り合いがいる。4級とされた理由が診断書の不備ならば是正しなくては納得できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年5月11日	諮問
令和3年6月28日	審議（第56回第4部会）
令和3年7月29日	審議（第57回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定

めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害

3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、認定基準 7 条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18 以上	1 級	1 級	18
11 ~ 17	2 級	2 級	11
7 ~ 10	3 級	3 級	7
4 ~ 6	4 級	4 級	4
2 ~ 3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙 2 のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳梗塞、脳出血（疾病）」を原因とする「脳梗塞（左）、脳出血（左）」に係

る障害とされ（別紙 1・I・①及び②）、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見では、感覚障害（感覚鈍麻）及び運動障害（弛緩性麻痺）があり、参考図示では、右腕、右足部分に運動障害があるとされている（同・II・一）。

等級表解説によれば「脳血管障害等による片麻痺では、たとえ、片側の体幹筋麻痺を有していても、体幹障害とはせず下肢障害として認定することとする。」（別紙 2・第 3・3・(1)・サ）とされていることから、本件障害は、右上肢及び右下肢の機能障害として判断することが相当である。以下、その程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書の総合所見の欄（別紙 1・I・⑤）によれば、請求人については、脳梗塞及び脳出血による右片麻痺残存があるとされている。

そして、動作・活動の欄（同・II・二）では、右手動作及び両手動作に係る部分は全て△（半介助）とされているものの、関節可動域（ROM）には制限がなく（同・III・備考欄）、筋力テスト（MMT）の評価は全て○（筋力正常又はやや減）とされていること（同・III）から、一定程度の筋力が残存していることが認められる。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、総合的に判断して、右上肢機能の軽度の障害として、障害等級 7 級と認定するのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度

上記アと同様、本件診断書の総合所見の欄（別紙 1・I・⑤）によれば、請求人については、脳梗塞及び脳出血による右片麻痺残存があるとされている。

そして、関節可動域（ROM）には制限がなく（同・III・備考欄）、筋力テスト（MMT）の評価は全て○（筋力正常又はやや減）とされ（同・III）、動作・活動の欄（同・II・

二) では、「座る」及び「いすに腰掛ける」はいずれも○(自立)とされているものの、それ以外の下肢に係る部分は全て△(半介助)とされている。

そして、歩行能力及び起立位の状況の欄(別紙1・Ⅱ・三)によれば、歩行能力(補装具なしで)については、ベッド周辺以上歩行不能、起立位保持(補装具なしで)については、10分以上困難とされている。

そうすると、請求人の右下肢に係る障害は、総合的に判断して、右下肢機能の著しい障害として、障害等級4級と認定するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、右上肢機能障害(右上肢機能の軽度の障害)7級の指数0.5と右下肢機能障害(右下肢機能の著しい障害)4級の指数4とを合計すると指数4.5となり、合計指数が4~6の場合、認定等級は4級となることから、障害等級4級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【右上肢機能の軽度障害】(7級)」、「下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】(4級)」として、「障害等級4級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「上肢7級、下肢4級、総合4級」の回答があったことが認められ、また、本件処分は、上記2で述べたとおり、上記1の法

令等の規定に則り、適正になされたものと認められ、本件診断書の内容に不備があるとも認められないから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)